

令和2年6月18日提出

令和2年6月市議会定例会議案

白 河 市

白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例

白河市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年白河市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 4 令和2年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「100分の167.5」とあるのは「市長にあつては100分の83.75、副市長にあつては100分の100.5、教育委員会教育長にあつては100分の117.25」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

令和2年6月18日提出

白河市長 鈴木 和 夫

白河市税条例等の一部を改正する条例

(白河市税条例の一部改正)

第1条 白河市税条例(平成17年白河市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「第61条又は第62条」を加え、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第15条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成30年度から令和2年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 白河市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月

の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号)を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を

「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

(白河市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 白河市税条例等の一部を改正する条例(令和元年白河市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、白河市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中白河市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中白河市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則に3条を加える改正規定(附則第25条及び第26条に係る部分に限る。)並びに第2条中白河市税条例附則第10条及び第10条の2第17項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中白河市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の白河市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民

税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。
- 4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の白河市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 新条例附則第12条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第8項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（白河市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 白河市税条例等の一部を改正する条例（平成27年白河市第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第9条 白河市税条例等の一部を改正する条例（平成28年白河市第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

（白河市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 白河市税条例の一部を改正する条例（平成29年白河市第18号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（白河市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 白河市税条例等の一部を改正する条例（平成30年白河市第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第9条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第 11 条第 4 項及び第 5 項中「33 年新条例」を「3 年新条例」に改める。

令和 2 年 6 月 18 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第 6 4 号

白河市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

白河市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成 2 8 年白河市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 2 条の 2 中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 1 8 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例（平成 2 3 年白河市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「第 2 9 2 条第 1 項第 9 号」を「第 2 9 2 条第 1 項第 1 0 号」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者又は同項第 8 号」を「同一生計配偶者又は同項第 9 号」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

（令和 2 年度における国民健康保険税の減免の特例）

2 6 第 6 条第 5 号又は第 6 号に規定する世帯で、次に掲げるものに係る国民健康保険税に対する第 7 条の規定の適用については、同条中「、平成 2 3 年度及び平成 2 4 年度」とあるのは、「及び平成 2 3 年度から令和 2 年度まで」とする。

- (1) 帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第 2 0 条第 2 項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）に住所を有していた世帯
- (2) 令和 2 年 3 月 3 1 日までに指示が解除された緊急時避難準備区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第 2 0 条第 2 項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）又は指定が解除された特定避難勧奨地点に住所を有していた世帯（当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る令和元年の国民健康保険法施行令第 2 9 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額の合計額が 6 0 0 万円を超えるものを除く。）

（令和 2 年度における介護保険料の減免の特例）

2 7 第 8 条第 4 号又は第 5 号に規定する避難又は退避を行った者で、次に掲げるものに係る介護保険料に対する第 9 条の規定の適用については、同条中「、平成 2 3 年度及び平成 2 4 年度」とあるのは、「及び平成 2 3 年度から令和 2 年度まで」とする。

- (1) 帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第 2 0 条第 2 項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）に住所を有していた者
- (2) 令和 2 年 3 月 3 1 日までに指示が解除された緊急時避難準備区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第 2 0 条第 2 項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）又は指定が解除された特定避難勧奨地点に住所を有していた者（合計所得金額（令和元年中の法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 3 4 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第 3 1 4 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第

35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合は、当該金額を含む。）をいう。）が633万円以上のものを除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月18日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白河市国民健康保険税条例（平成 23 年白河市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 23 条中「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 2 号中「28 万円」を「28 万 5,000 円」に改め、同条第 3 号中「51 万円」を「52 万円」に改める。

第 28 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、当該期限までに提出することが困難な特別の事由があると市長が認めるときは、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の白河市国民健康保険税条例第 2 条及び第 23 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 2 年 6 月 18 日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 67 号

白河市介護保険条例の一部を改正する条例

白河市介護保険条例（平成 17 年白河市条例第 109 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条第 2 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該期限までに提出することが困難な特別の事由があると市長が認めるときは、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 18 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第68号

白河第二中学校建設事業建築工事請負契約について

市は、次のとおり白河第二中学校建設事業建築工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 白河第二中学校建設事業建築工事請負契約
- 2 工 期 議会の議決を得た日の翌日から令和5年12月28日まで
- 3 契約金額 3,063,500,000円
- 4 契約の方法 制限付一般競争入札
- 5 契約の相手方 白河市土武塚11番地2
藤田・松本特定建設工事共同企業体
代表者 藤田建設工業株式会社白河支店
取締役支店長 星 幸 一

令和2年6月18日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第69号

白河第二中学校建設事業電気設備工事請負契約について

市は、次のとおり白河第二中学校建設事業電気設備工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 白河第二中学校建設事業電気設備工事請負契約
- 2 工 期 議会の議決を得た日の翌日から令和5年12月28日まで
- 3 契約金額 364,100,000円
- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 契約の相手方 白河市昭和町252番地
株式会社白河電設
代表取締役 相 笠 恵 一

令和2年6月18日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第70号

白河第二中学校建設事業暖冷房衛生設備工事請負契約について

市は、次のとおり白河第二中学校建設事業暖冷房衛生設備工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 白河第二中学校建設事業暖冷房衛生設備工事請負契約
- 2 工 期 議会の議決を得た日の翌日から令和5年12月28日まで
- 3 契約金額 333,300,000円
- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 契約の相手方 白河市新白河一丁目251番地
山田設備工業株式会社
代表取締役 山 田 顕 一 郎

令和2年6月18日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第71号

小峰城跡（水懸口北面）石垣修復整備工事請負契約の一部
変更について

令和元年6月11日市議会の議決を受けた議案第89号小峰城跡（水懸口北面）石垣修復整備工事請負契約についての一部を次のように変更する。

工期中「令和2年8月31日」を「令和2年9月30日」に、契約金額中「291,500,000円」を「297,959,200円」に変更する。

令和2年6月18日提出

白河市長 鈴木和夫

動産の取得について

市は、次のとおり動産を取得する。

- 1 取得の目的 本庁舎執務室等の備品の用に供するため
- 2 取得する動産 次の表のとおり

動産の種類	数量
平机	46
大型テーブル	34
デスクマット	236
ワゴン	265
事務用椅子	236
ローカウンター用椅子	84
ミーティングテーブル	12
ミーティングテーブル用椅子	38
スチール製書庫	171
スライド式書庫	4
パーソナルロッカー	20
耐火金庫キャビネット	1
電話台	100
パーティションパネル（連結ポスト・脚付き）	45
文書区分キャビネット	6
給湯室キャビネット	6
給湯室テーブル	2
冷凍冷蔵庫	2
電子レンジ	2

- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約金額 58,458,895円
- 5 契約の相手方 白河市中田105番地3

S e k o F a n s 共同企業体
代表者 有限会社あぶくま教育
代表取締役 渡 辺 岳 朋

令和2年6月18日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第5号 損害賠償について

令和2年6月18日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第4号

法人の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市が出資している法人の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和2年6月18日提出

白河市長 鈴木和夫

- 1 白河地方土地開発公社
- 2 公益財団法人白河観光物産協会
- 3 株式会社ひがし振興公社
- 4 一般社団法人産業サポート白河

令和元年度白河市継続費繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、令和元年度白河市一般会計予算の継続費のうちから、次のとおり令和 2 年度へ通次繰り越したので、報告する。

令和元年度白河市継続費繰越し計算書

一般会計

款	項	事業名	継続費の 総 額	令和元年度継続費予算現額			支出済額 及 び 支出見込額	残額	翌年度通次 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国 県 支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
15 総 務費	10 総務 管理費	庁舎耐震 補強事業	2,554,533,000	406,379,000	108,271,000	514,650,000	340,770,000	173,880,000	173,880,000	7,280,000		166,600,000	

令和 2 年 6 月 18 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

令和元年度白河市繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、令和元年度白河市一般会計予算、令和元年度白河市公共下水道事業特別会計予算及び令和元年度白河市農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を次のとおり令和2年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年度白河市繰越明許費繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
15	総務費	10 総務管理費	22,855,000	22,855,000			21,700,000		1,155,000	
25	衛生費	10 保健衛生費	41,746,000	41,746,000	国	16,667,000			25,079,000	
35	農林水産業費	10 農業費	農業災害関連事業	70,088,000	70,088,000	県	61,755,000			8,333,000
			畜産クラスター事業	113,077,000	113,077,000	県	109,761,000			3,316,000
			農業水路等長寿命化・防災減災事業	123,230,000	123,221,000	県	111,480,000	5,700,000	3,750,000	2,291,000
			緊急自然災害防止対策事業（農業用施設）	36,000,000	36,000,000			36,000,000		
			強い農業基盤づくり事業	11,020,000	11,020,000	県	11,000,000			20,000

	20 林業費	ふくしま森林再生事業	103,220,000	102,813,000		県	95,255,000			7,558,000	
45 土木費	20 道路橋りょう費	道路維持管理事業	24,000,000	9,583,000						9,583,000	
		道路改良事業（交付金）	505,777,000	292,737,000		国	127,524,000	142,300,000		22,913,000	
	30 河川費	緊急自然災害防止対策事業（河川）	58,780,000	39,214,000					39,200,000		14,000
		河川災害関連事業	179,100,000	179,100,000		県	159,300,000	15,900,000			3,900,000
	40 都市計画費	歴史と伝統を活かしたまちづくり事業	11,000,000	11,000,000		国	4,400,000				6,600,000
		都市計画災害関連事業	15,000,000	13,247,000							13,247,000
街路事業（交付金）		45,467,000	44,320,000		国	13,248,000	17,900,000			13,172,000	
55 教育費	50 社会教育費	文化財保護費	159,821,000	152,212,000		国	106,566,000			45,646,000	
60 災害復旧費	5 厚生労働施設災害復旧費	斎場単独災害復旧事業（現年災）	43,180,000	43,180,000				43,100,000		80,000	
	10 農林水産業施設災害復旧費	農地補助災害復旧事業（現年災）	760,181,000	760,181,000		県	729,773,000	27,300,000			3,108,000
		農地単独災害復旧事業（現年災）	120,000,000	106,761,000				77,800,000			28,961,000
		農業用施設補助災害復旧事業（現年災）	1,134,967,000	1,134,967,000		県	1,116,807,000	16,300,000			1,860,000
		農業用施設単独災害復旧事業（現年災）	180,400,000	90,643,000				67,000,000			23,643,000

	林業用施設補助災害復旧事業（現年災）	176,707,000	176,707,000	1,404,000	県	158,399,000	12,500,000		4,404,000
	林業用施設単独災害復旧事業（現年災）	55,000,000	45,357,000				33,600,000		11,757,000
20 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう補助災害復旧事業（現年災）	686,100,000	602,067,000		国	327,412,000	248,300,000		26,355,000
	道路橋りょう単独災害復旧事業（現年災）	58,000,000	29,526,000				29,500,000		26,000
	河川補助災害復旧事業（現年災）	718,100,000	708,090,000		国	467,006,000	209,800,000		31,284,000
	河川単独災害復旧事業（現年災）	24,300,000	21,760,000				21,000,000		760,000
	都市施設単独災害復旧事業（現年災）	3,412,000	3,412,000						3,412,000
30 文教施設災害復旧費	公立学校補助災害復旧事業（現年災）	29,883,000	29,883,000		国	13,637,000	6,800,000		9,446,000
	社会教育施設単独災害復旧事業（現年災）	35,730,000	35,150,000				35,100,000		50,000
	文化財補助災害復旧事業（現年災）	161,884,000	160,237,000		国 県	111,742,000 27,024,000	21,400,000		71,000
	文化財単独災害復旧事業（現年災）	1,670,000	1,212,000				600,000		612,000
40 その他公共施設・公用施設災害復旧費	情報通信施設単独災害復旧事業（現年災）	1,852,000	1,852,000				1,800,000		52,000
	工業団地単独災害復旧事業（現年災）	86,492,000	86,352,000				80,500,000		5,852,000

2 公共下水道事業特別会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10 公共下水道事業費	10 公共下水道事業費	管渠（一般）事業	66,945,000	66,940,000	3,662,000	国 33,378,000	29,900,000		
		単独（起債）事業	24,109,000	24,109,000			22,900,000		1,209,000
60 災害復旧費	10 公共下水道施設災害復旧費	公共下水道施設単独災害復旧事業（現年災）	28,700,000	28,660,000			28,600,000		60,000

3 農業集落排水事業特別会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
60 災害復旧費	10 農業集落排水施設災害復旧費	農業集落排水施設補助災害復旧事業（現年災）	44,000,000	44,000,000		国 25,000,000	19,000,000		

令和2年6月18日提出

白河市長 鈴木和夫

令和元年度白河市事故繰越繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、令和元年度白河市公共下水道事業特別会計予算の事故繰越に係る歳出予算の経費を次のとおり令和2年度へ繰り越したので、報告する。

令和元年度白河市事故繰越繰越し計算書

公共下水道事業特別会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為 予 定 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源 (内訳)	一般財源	
10 公共下水道事業費	10 公共下水道事業費	下水道施設等更新事業	円 74,580,000	円 37,290,000	円 37,290,000	円 5,520,000	円 42,810,000	円	円 21,355,000 (国) 21,355,000	円 21,455,000	台風19号災害により 労務者の確保が困難 となったため

令和2年6月18日提出

白河市長 鈴木和夫

令和元年度白河市水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和元年度白河市水道事業会計予算のうちから、次のとおり令和2年度へ繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和元年度白河市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定 留保資金	国県支出金			
1 資本的 支出	1 建設改良費	配水管整備事業	円 105,160,000	円	円 105,160,000	円 53,534,000	円 県 51,626,000	円	円	県施工工事との工程調整・協議により年度内での完了が困難となったため

令和2年6月18日提出

白河市長 鈴木和夫